

令和3年8月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年8月6日(金) 午後2時30分～午後3時35分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	山本 官	14	清水 優志
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	16	岡崎 誠
4	井上 靖好	11	岡村 猛	17	尾崎 征洋
7	谷崎 容子	12	伊勢脇精藏	18	福留 宣彦
8	遠地 美千代	13	土居 忠栄		

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	5	宮地 秀之
8	竹村 光一				

4 欠席委員

(1) 農業委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	5	加用 雅啓	6	安藤 久徳
15	正木 卓夫	19	畠中 温喜		

(2) 農地利用最適化推進委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	宮崎 幸一	4	岡本 尚子	6	山口 昇彦
7	井上 文一				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	岡本 ほのか
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～4番)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～4番)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番～5番)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～6番)
 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)
 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更(案)について(1番～3番)
 第7号議案 令和3年5月総会に係る第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請進達について」の取り消しについて(1番)
 第8号議案 非農地証明書の交付について(1番)

◆議長（福留会長）

只今から令和3年8月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号5番 加用 雅啓 委員、議席番号6番 安藤 久徳 委員、議席番号15番 正木 卓夫 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の5名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、宮崎 幸一 委員、岡本 尚子 委員、山口 昇彦 委員、井上 文一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号9番 山本 官 委員、議席番号10番 芝 順子 委員 をお願いします。

なお、議題に入る前に、本日は、皆様のお手元に配布させていただいているとおり、第7号議案、第8号議案を追加議案として提案させていただいておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 川登 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦50年の68歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっております。耕作面積は122アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地を含む周辺一帯は、埋め立てを行っており、譲受人が一体利用して耕作していくということです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 深木 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦42年の60歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦60年の父と母の3人となっております。農機具につつま

しては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約4キロメートルの距離となっております。耕作面積は68アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 深木 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦11年の40歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦40年の父と母と、農作業暦15年の妻と兄の5人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約2キロメートルの距離となっております。耕作面積は531アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号4。土地の表示は、大字 深木 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦11年の34歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦40年の父と、農作業暦30年の母の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっております。耕作面積は202アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。

また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 伊与田委員 (大川筋地区担当)

議席番号3番、伊与田です。7月26日に武井推進委員と現地の確認に行きました。現地は埋め立ての場所で、全体はもう埋め立ては終わってしまして、パッと見80アールほどの埋立地なんですけど、その一角の土地の売買が今回の申請のところ。埋め立ては終わっていますが、作り土も隣に置いて、ブシュカン定植する予定で、

今年度の3月末には作り土を敷いて一帯を果樹園にする予定地であるそうで、周りの土地に影響が及ぼすようなこともなく、適当と思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

今、お話がありましたように、26日に現地確認をいたしました。ここら辺一帯の売買をしたいという思いの中の一つ一つの売買の手順が済みながらこうやってしているということで、問題ないと判断しております。非常に良い団地になってきています。以上です。

◆議 長 (福留会長)

「2番から4番の関係委員さん」ですが、加用委員は欠席のため、「適当と考えております。」との連絡が入っております。

宮崎推進委員も本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。

番号1。土地の表示は 具同東ノ丁 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については県道中村下ノ加江線田子原橋から100メートルほど東へ行った所に位置する市道沿いの農地です。申請地の東、南側は宅地、北側も私道を挟んで宅地、西側は幅員3メートルの市道です。また雑排水については合併浄化槽を設置し、既設の市道側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第1種住居地域で第3種農地となり、転用が許可できる土地ということでもあります。

番号2。土地の表示は 手洗川西チシヤノ木 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、大川筋地区担当の伊与田委員と武井推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレット3、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、碎石置場とするものです。場所については県道50号有岡川登線のつばやま橋手前約300メートルに位置する農地です。申請地の北側は既存の碎石置場、東側は県道、南側は水路、西側の農地所有者からは転用について同意を得ています。雨水については自然浸透です。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は10ヘクタール以上の集団農地でもなく、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないその他の農地(第2種農地)にあたり第3種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土地ということでもあります。

番号3。土地の表示は 具同田黒一丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については具同田黒一丁目アカネ橋から150メートルほど西へ行った所に位置する農地です。申請地の西側は幅員9メートルの市道、北側は申請譲渡人の所有農地、東側は宅地、南側は幅員12メートルの市道となっています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

す。申請地は都市計画区域内の用途地域指定された第2種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

番号4。土地の表示は 具同皿谷峠 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。貸人と借人は親子で許可後、35年間の使用貸借契約を設定し、住宅を建築するものです。場所につきましては、四万十自動車学校から北西方向に150メートルほど行った所にある農地です。申請地の東、北、南、西側は申請貸人の所有地となってい

ます。雑排水に関しては合併浄化槽を設置し、市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われま

申請地は住宅が連担した区域内に近接した 10 ヘクタール未満の農地で第 2 種農地にあたり第 3 種農地に立地が困難と認められる場合等には転用が許可できる土地ということでありま

なお、すでに住宅建築に着手しており、始末書つきでの申請となっています。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番・3 番・4 番の関係委員」ですが、正木委員は欠席のため、事務局の方に「適当と考えております。」との連絡がありました。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

7 月 28 日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地確認に行きました。1 番・3 番・4 番についてですが、1 番・3 番については、特に問題は無いと思います。

4 番については、今言われたように始末書付きの申請ということですが、事務局がそれで許可を出すのであれば僕は問題無いと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

「2 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 3 番 伊与田委員 (大川筋地区担当)

議席番号 3 番、伊与田です。28 日に武井推進委員と事務局とで現地確認に行きまして、ここは譲受人がずっと四万十川方向に碎石や砂を置いているところで、該当地もその続きで砂を置く場所にも適当で、荒れ地になっていますので、周辺に影響を及ぼすようなことも無いと思いますので、問題無いと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

今、伊与田委員から説明がありましたとおりでございまして、問題のあるようなところは見当たらないということ

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◆議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

はい。

◆議 長 （福留会長）

井上委員どうぞ。

◆議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番の井上です。番号4のスクリーン（現地写真）を見ていた時に、ピンクの線が道路の方まで来ているように見えますが、あれはどういうことですか。道路も私有地か何かで宅地とされるという意味ですか。

○事務局

お答えいたします。線が道路にかかっているのは道路が私道でして、その部分をスクリーンには映っていないんですが、左の方にもずっと農地がありまして、農地に行くための私道で使っているということで今回その部分を転用の面積の中に入れるということでございます。ただし、完成後は分筆をして道路になっている部分は公衆用道路として登記をし直すということでございます。

◆議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

分かりました。ありがとうございました。

◆議 長 （福留会長）

他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 田野川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、7月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、後川地区担当の山本委員、武井推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、7月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、具同地区担当の正木委員、宮地推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 渡川二丁目 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましても、番号2と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。

続きまして番号4。土地の表示は、大字 赤松町 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号4につきましても、番号2、3と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15ページ及び16ページをご覧ください。

続きまして番号5。土地の表示は、大字 平野 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号5につきましては、7月28日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、下田地区担当の畠中委員、宮崎推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの17ページ及び18ページをご覧ください。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番の山本です。後川担当です。番号1について説明をします。まず、奥の筆の900番については、耕作放棄をされてから10年以上経過している農地であり、現況は竹が生い茂っていて、復旧して耕作することは不可能と見ました。また、残りの900番1と2の現況は昭和54年に宅地を建設して、余った土地に数年後にキウイを3本植えて、歩道に面しているので草刈り等の管理は行っていますが、面積が狭く、宅地の一部で家庭菜園的に作っていると見ました。これは、人為的に転用されてから15年以上経過しておりますので、農地行政

上も特に支障は無いと考えます。よって、申請された3筆については、非農地として適当と考えます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)

28日に今ご説明がありましたように、山本委員、事務局と一緒に現地確認をさせていただきました。やむを得ないところだと思います。一団の農地と一区画でキウイが出来ていたというのとはちょっとわけが違うということも考えまして、今説明があったようなことでいいのではないかと思います。以上です。

◆議 長 (福留会長)

「2番から4番の関係委員」ですが、正木委員は欠席のため、「適当と考えます。」との連絡が入っております。推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

5区の宮地です。今日は正木委員が休みですので、私の方から意見を述べさせていただきます。

まず、番号2について説明いたします。7月28日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地確認しました。場所は、議案書3ページの1番の隣の場所になるんですが、こちらの土地は昭和50年、前所有者が購入した時から、隣地の所有者と共用する道として使用しているということです。ちなみに、写真に写っている隣の家ですが、この家の方は私が個人的に知っている方でして、この間お話を聞いたら全くこのとおりだということでした。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については適当であると考えます。

続きまして、番号3について説明します。こちらの土地も7月28日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地確認しました。こちらは隣接地に宗教法人が昭和57年12月7日設立されたようです。同月頃より、当該地は信者の車の駐車場として使用されているそうです。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については適当であると考えます。

続きまして、4番について説明します。こちらも7月28日に事務局、会長、正木委員と一緒に現地確認しました。こちらの申請地は農地法が施行された日より前から住宅の一部として使用されていたそうです。約30年前に住宅を撤去して更地となり、現在に至るそうです。こちらの場所は簡単に写真を撮っているように見えますが、ここに行くまでに相当な急斜面で、なかなか上がっていきけるような場所ではないため、農地として復元することは困難だと思います。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については適当であると考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

「5番の関係委員」である、畠中委員は本日欠席となっておりますが、この件につきまして、意見を預かっておりますので、読み上げます。

「現地は、平成17年頃から耕作放棄され、平成22年頃から原野になっている土地です。写真のとおり両側は竹藪となっており、農地への復旧は困難と考えます。また、以前近辺で同じ事由で非農地証明が出ているところでもあります。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については適当と考えます。」とのことです。

続きまして、宮崎推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。

なお、1番については井上委員に係る案件ですので、井上委員は退室をお願いします。

採決は1番と、2番・3番に分けて行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

～～～ 井上委員退室 ～～～

◆議 長（福留会長）

事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

第4号議案 それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は7ページになります。なお、10アール当りの賃借料の単位は円です。

それでは1番について説明いたします。借受人は下田地区において、大葉等を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの19ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年8月6日から令和13年8月5日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

なお、この案件については井上委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

推進委員から意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

こちらの土地は先日現地確認をしました。古津賀の平和の湯のすぐ裏側にありますが、現況はオクラが植わっております。ここで借受人が引き続き野菜を作るのであれば特に問題は無いと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、1番について採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、1番の農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

井上委員は入室してください。

◆議 長（福留会長）

続きまして2番・3番について事務局の説明をお願いします。

○事務局

2番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの20ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸貸借権の設定です。全筆で年間の賃借料の記載となっていますが、10アール当りは15,000円です。貸貸借期間は令和3年8月6日から令和6年8月5日までの3年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることこの各要件を満たしております。

続きまして3番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は9ページになります。

それでは3番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は5名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの21ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権の設定となっております。貸借期間は貸し付ける農地により令和3年8月6日から令和10年6月6日までと令和3年8月6日から令和8年10月4日までとなっております。

なお、使用貸借期間の終期については既に貸付している農地の終期に合わせているため記載の年月日となっております。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。2番ですが、先ほどの事務局の説明どおりでございますが、借受人は認定農業者であり、水稻を耕作しています。今回借受しようとする農地についても水稻を耕作していくとのことでした。周辺の農地に影響はありません。効率的に利用して耕作を行うと認められます。以上のことから農用地利用集積計画（案）については適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

岡本推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

続きまして、「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番、後川担当の山本です。3番について説明します。7月31日に武井推進委員と2人で現地確認と聞き取り調査を行いました。申請地の10筆の内、西ノ前3008番は貸していた農家が作れなくなったということで戻された土地です。他の土地は、貸付人が飯米として作っていたわけですが、高齢で作れなくなったということで、農業公社の方に相談したんです。貸付人は全員が以前にも農業公社と土地の貸借がありまして、今回も同様に手続きをとったということでございます。問題は無いと考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2区の推進委員の武井です。農業委員からの説明があったとおりでございまして、だんだんと高齢化現象が出てくるとこういう状況になるという話をしながら現地を確認した次第であります。問題のある案件は見当たりませんでしたので、これは適当と思います。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の2番・3番につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。なお、1番については、山本委員に関係する案件ですので、山本委員は退室をお願いします。

◆議 長（福留会長）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、8ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の9ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。

場所は議案書記載のとおりです。1番、右側の貸付先ですが、農事組合法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの21ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、議案書10ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

なお、この案件については山本委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

借受人である農事組合法人の活動を拝見するにあたり、非常に活発に足並み揃えて頑張っておられる姿を見ました。以上です。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

山本委員は入室してください。

～～～ 山本委員入室 ～～～

◆議 長（福留会長）

続きまして、第6号議案 市長より諮問のありました農業振興地域整備計画の変更（案）について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、市長より諮問のありました、四万十市農業振興地域整備計画の農用地区域、いわゆる農振農用地の変更案について、説明いたします。農振農用地の変更の際には農業委員会総会に諮ることとなっておりますのでご審議の程よろしく申し上げます。

議案書は11ページ、除外土地一覧については、12ページになります。今回の四万十市農業振興地域整備計画の変更につきましては、農振農用地からの除外3件となっております。

それでは、説明いたします。番号1は、住宅を建築するための除外です。

除外対象地は、四万十市西土佐須崎107番3、同じく須崎108番の2筆で、須崎集会所から北に約330mの所にあり、登記地目、現況ともに畑となっております。お手元のタブレットは、22ページになります。

当該地は、10ヘクタール以上の集団農地に含まれず、過去に土地改良事業を行っておりません。また、周辺に地域住民の日常生活に欠くことの出来ない施設も周囲に存在しないため、当該地は第1種農地、甲種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しません。

当該地は住宅や農地が混在している場所にあり、担い手への農地集積や周辺農地への影響も無いと思われることから当該地はその他の農地（第2種農地）に当たると判断できます。

以上、農振法の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

続きまして、番号2につきましては、道路拡張のための除外です。

場所につきましては、国道56号線国見橋から北へ約100メートルの所にあり、登記地目、現況ともに畑となっております。お手元のタブレットは23ページになります。

当該地は、10ヘクタール以上の集団農地に含まれず、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当

しないその他の農地（第2種農地）にあたるものと判断します。

当該地は令和2年1月総会にて一時転用の5条申請の審議を経て県の許可も2月にあったものですが、今回本転用とするために除外するものです。道路の敷地とすることや隣地の農地所有者からは農用地区域からの除外及び転用について同意を得ており、転用規模等から周辺農地への影響も無いものと思われま

す。以上、農振法の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。

続きまして、番号3につきましては、住宅及び庭木仮植場とするための除外です。

場所につきましては、四万十川桜づつみ公園から南へ約50メートルの所に位置し、登記地目、現況とも畑となっております。お手元のタブレットは24ページになります。

当該地の周辺は特定土地改良事業等の施工地であり、第1種農地にあたるものと判断しますが、当該地は施行外の農地であり、転用の規模等から判断して農業上の土地利用や担い手への農地集積など周辺農地への影響は無いものと思われま

す。また、農用地区域からの除外に関して異議が無いとする地元の改良区の意見書の提出もされています。

以上、農振法の除外要件を満たしており、農振農用地からの除外は適当と考えます。農振農用地除外後は農地転用申請が提出される予定です。事務局からの説明は以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐須崎地区担当）

議席番号1番の篠田です。8月5日、使用予定者立ち会いのもと現地確認を行いました。申請どおりの場所で、基盤整備も行われておらず、トラクターなどの農機具が入る農道も無く、こちらの申請は適当と考えま

す。なお、これは余談になるかもしれませんが、使用予定者の方は、昨年8月総会でも除外の申請を出していましたが、残念なことに申請の場所が土砂災害警戒地域ということで、宅地にすることが出来ず、今回こそはと念を押されています。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

井上推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

続きまして、「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、中筋・東中筋担当の清水です。2番ですが、先ほどの事務局の説明どおり適切だと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

岡本推進委員は本日欠席のため、推進委員の意見は省略します。

続きまして、「3番の関係委員」ですが、正木委員は欠席のため、「適当と考える」との連絡が入っております。

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

使用予定者から話を聞きまして、桜づつみ公園のところですが、申請どおりで間違いはないということです。以上です。

◆議 長 （福留会長）

以上で、地元委員のご意見が終わりました。他の委員、または推進委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農業振興地域整備計画の変更（案）につきまして、これを適当と認め答申することといたします。

続きまして、追加議案の第7号議案 令和3年5月総会に係る第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請進達について」の取り消しについて議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第7号議案 令和3年5月総会に係る第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請進達について」の取り消しについて説明します。

番号1。この議案はさる5月総会にて審議を行い、総会で承認を得た後、県への意見進達を行っているところですが、令和3年7月20日付で申請代理人より取り下げ願いがありました。理由は「現況地目が雑種地で、農地法の適用をうけなかったため」ということとあります。ついては「農地法第4条の規定による許可申請進達について」の取り消しの承認を求めるものです。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。ここで一度小休にいたします。

~~~~ 小休 ~~~~

~~~~ 正会 ~~~

◆議 長 (福留会長)

正会にいたします。

他の委員、または推進委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第7号議案「令和3年5月総会に係る第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請進達について」の取り消しにつきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、第7号議案 令和3年5月総会に係る第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請進達について」の取り消しにつきまして、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第8号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

お手元に配布しております、「第8号議案 非農地証明書の交付について」をご覧ください。

それでは説明します。番号1。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。なお、この議案につきましては、先ほどの第7号議案で承認をいただいた土地です。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの25ページ及び26ページをご覧ください。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員(東山地区担当)

議席番号17番の尾崎です。番号1について説明いたします。当該地は、先ほど第7号議案にて、農地法第4

条許可申請の意見進達取り消しとなった土地です。現在は、写真のように、住宅を取り壊して雑種地となっておりますが、農地法が施行された日より前から宅地だったところで、現在も、農地法上の「農地」といえるような土地ではありません。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地と認められるため、非農地証明については適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で、地元委員のご意見が終わりました。他の委員、または推進委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第8号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付については、原案のとおり交付することといたします。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年8月6日

議長 福留宣彦

署名委員 山本良

署名委員 芝 慎子